

埼玉県整形外科医会会則

第1条 本会は、埼玉県整形外科医会と称し、埼玉県医師会に所属する。

第2条 本会の事務所は、社団法人埼玉県医師会内に置く。

第3条 本会は、埼玉県内において整形外科診療に従事する医師で、所定の手続きを得て会員となった者をもって構成する。

第4条 本会の事業は次のとおりとする。

(1)整形外科に関する学術の研究並びに統計の資料作成の提供

(2)会員の相互連絡

(3)其の他目的達成に必要な事項

第5条 本会に、入会を希望する者は、入会申込書（様式1）及び会費を会長に提出するものとする。

2 本会を退会する者は、退会届（様式2）を会長に提出するものとする。

第6条 本会に次の役員を置き、総会において会員の中から選出する。

会長 1人

副会長 2～3人

幹事 若干名

監事 2人

2 前項の規定にかかわらず、副会長について会長が必要と認める場合は、前項の定数の外1人を総会の承認を経て、会員の中から会長が指名することができる。

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表し会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 幹事は、会務を分担し、会長・副会長とともに事故あるときはその職務を代理する。

4 監事は、会務を監査する。

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員の任期が満了しても、後任者が選出されるまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

第9条 本会に顧問・参与を置くことができる。

2 顧問、参与は、役員会（総会）の議決を得て、会長が指名する。

3 顧問、参与の任期は、会長の任期とする。

第10条 定例総会は、毎年1回、会長が招集する。臨時総会は、役員会の議決又は会員の4分の1以上の要求があった場合に会長が招集する。

2 次の事項は総会の議決または承認を得なければならない。

(1)収支決算に関する事項

(2)事業計画及び収支予算に関する事項

(3)会則の変更に関する事項

3 次の事項は、総会の承認を得なければならない。

- (1)役員会における議決事項
- (2)庶務及び会計報告
- (3)事業報告

第11条 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第12条 役員会は会長が招集する。次の事項は役員会の議決を得なければならない。

- (1)総会に提案すべき事項
- (2)会務執行に関する事項
- (3)会長が特に必要と認める事項

第13条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

第14条 本会の会費は毎年4月に納入する。理由なく、引続き3年会費を納入しない者は、自然退会とみなす。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 総会及び役員会において議決した事項は、社団法人埼玉県医師会長あてに報告するものとする。

附 則

1. この会則は昭和40年6月24日より施行する。
2. 昭和57年4月10日一部改正
3. 平成6年5月28日一部改正
4. 平成10年5月23日一部改正
5. 平成22年6月12日一部改正